

令和7年度

財政援助団体監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 183 号
令 和 8 年 2 月 26 日

三 田 市 長 田 村 克 也 様

三 田 市 監 査 委 員 竹 本 昌 弘

同 増 田 豊

財政援助団体監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和7年度 財政援助団体監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する令和6年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助に係る所管部署を監査の対象としました。

1 補助事業者 ※「」は補助事業名

- (1) 各中学校・特別支援学校長、地域クラブ代表者
「三田市学校園教育振興指導事業補助金」のうち
部活動振興事業
中学校文化・体育活動振興事業

2 所管部署

- (1) 学校教育部地域クラブ推進課、教育研修所

第3 監査事務の引継ぎ

監査の期間中に識見監査委員の就退任があり、前任者 島 康雄 監査委員（令和7年12月24日退任）が行った監査事務は、後任者 増田 豊 監査委員（令和7年12月25日就任）が引き継ぎました。

第4 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。

<p>(2) 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク</p>	<p>ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。</p> <p>イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるものとなっているか。</p> <p>ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。</p>
<p>(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク</p>	<p>ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。</p> <p>イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。</p>
<p>(4) 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク</p>	<p>ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。</p> <p>イ 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月 財政課)に照らして適正なものとなっているか。</p>

第6 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点から監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第7 監査の期間

令和7年9月29日から令和8年2月25日まで

第8 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市学校園教育振興指導事業補助金のうち

ア 部活動振興事業

イ 中学校文化・体育活動振興事業

(2) 補助事業の目的

ア 部活動振興事業

共通の趣味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追及することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図る。

イ 中学校文化・体育活動振興事業

市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動(地域クラブの活動を含む。)における生徒の個人負担額の軽減を図る。

(3) 補助対象者(補助事業者)

ア 部活動振興事業

市立中学校及び特別支援学校(小学部を除く。)において、補助事業の目的を達成するための事業を実施した団体

イ 中学校文化・体育活動振興事業

市立中学校及び特別支援学校中学部において、補助事業の目的を達成するための事業を実施した団体

(4) 補助対象となる経費

ア 部活動振興事業

・部活動及び部活動から移行した地域クラブの活動に要する経費

＝補助額：定額

※補助金の対象となる具体的な経費

報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、加盟団体等への分担金、負担金及び登録料等

イ 中学校文化・体育活動振興事業

・課外活動参加費等、文化・体育活動(地域クラブの活動を含む。)に要する経費

＝補助額：「対外運動競技等大会参加に関する補助基準に基づく額」

※補助金の対象となる具体的な経費

①交通費(旅費、バス借上げ料、高速道路通行料、駐車場代)、②宿泊料、③楽器運搬料、④その他(会場使用料、設備使用料及び照明等技術料、音楽会

等開催に伴う負担金等)

(5) 補助金交付団体及び補助金の支出状況 (令和6年度実績)

(単位:円)

団体名	補助事業名	
	部活動振興事業	中学校文化・ 体育活動振興 事業
八景中学校文化・体育活動振興部会	309,200円	1,049,775円
上野台中学校文化・体育活動振興部会	89,200円	0円
長坂中学校文化・体育活動振興部会	95,600円	407,550円
狭間中学校文化・体育活動振興会	246,800円	645,785円
けやき台中学校文化・体育活動振興会	323,600円	1,188,215円
藍中学校文化・体育活動振興部会	105,200円	24,750円
富士中学校文化・体育活動振興部会	153,200円	314,150円
ゆりのき台中学校文化・体育活動振興部会	408,800円	1,370,525円
三田市立中学校保健体育科研究部会	1,554,850円	—
三田市立中学校音楽科研究部会	96,000円	1,769,760円
三田市剣道協会	—	311,170円
合 計	3,382,450円	7,081,680円

2 指摘事項

(1) [教育研修所]

- ・補助対象経費の基準について

中学校文化・体育活動振興事業においては、補助の対象となる経費は「対外運動競技等大会参加に関する補助基準」別表1に列記された団体が主催する大会等への参加にかかる経費を補助するとされているところ、当該別表に記載のない団体が主催する大会等に参加する経費が補助金として交付されているものがありました。

調査等を行ったところ、別表1に掲げられた団体名の名称に記載誤りがあることが判明しました。

については、適切な団体名称となるよう同基準の整理を行ってください。

3 意見事項

各中学校で行われている部活動については、令和8年度中に地域クラブが主体となっ

て行うことが予定されています。

については、地域クラブへ部活動が移行した際に、円滑に活動が行われるよう取り組むとともに、補助事業にかかる事務手続き等が過度な負担とならないよう検討してください。

また、次に掲げる事項については、今回の監査において疑義が生じたところであり、補助金の適正な執行に向けて取り組んでください。

ア 補助対象経費について

中学校文化・体育活動振興事業に係る補助額は「対外運動競技等大会参加に関する補助基準に基づく額」とされており、具体的な経費として、交通費、宿泊料、楽器運搬料及びその他とされているものの、一部取扱いが異なるものがありました。具体的には、教育研修所において、交通費以外に音楽会開催に伴う会場使用料、当日プログラム印刷用の用紙等の消耗品購入代金や郵便代、その他音楽会参加に伴う負担金が補助対象経費としても含まれていました。

経緯を確認したところ、同基準に規定される「5 補助対象経費-(4) その他-③別表1に掲げる音楽（部門）発表会に要する他の経費については、必要があると認められる経費に限り、補助するものとする。」に基づき補助金の交付が行われたとのことでした。

しかしながら、会場使用料等を必要な経費として認めた経緯を示すもの（＝決裁行為）がないことや、必要な経費の定義は広範囲であり、かつ、具体的に示されていないことから、音楽（部門）発表会の開催に要する諸費用の実態を調査し、実情に応じた経費が一定明確化されるよう検討すること。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	7	24

監査結果報告日	令和8年2月26日 監査結果報告
対象監査	令和7年度財政援助団体監査
対象部署等	学校教育部教育研修所
補助事業名	補助対象経費の基準について
指摘事項	<p>中学校文化・体育活動振興事業においては、補助の対象となる経費は「対外運動競技等大会参加に関する補助基準」別表1に列記された団体が主催する大会等への参加にかかる経費を補助するとされているところ、当該別表に記載のない団体が主催する大会等に参加する経費が補助金として交付されているものがありました。</p> <p>調査等を行ったところ、別表1に掲げられた団体名の名称に記載誤りがあることが判明しました。</p> <p>については、適切な団体名称となるよう同基準の整理を行ってください。</p>
改善措置通知日	令和8年3月10日 改善措置通知
改善措置内容	対外運動競技等大会参加に関する補助基準の団体名の名称に記載誤りについては、適切な団体名称となるよう同基準の整理を行います。
改善措置公表日	令和8年3月27日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。